

# 感染症の予防及びまん延防止のための指針

特別養護老人ホーム百里サンハウス  
百里サンハウス短期入所生活介護事業所  
百里サンハウス通所介護事業所  
百里サンハウス訪問介護事業所

## 1. 感染症対策に関する基本的な考え

感染予防に留意し、感染症の発生の際には、その速やかな特定・蔓延防止に努め早期に終息を図ることは介護施設にとって重要である。感染予防対策を全職員が把握し、統一した対応を図れるように「感染症予防及びまん延防止に関する指針」を定める。特別養護老人ホーム百里サンハウスでは衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

### (1) 感染症対策委員会の設置

#### ①目的

施設の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染症対策委員会」を設置する。

#### ②感染症対策委員会の構成と役割

感染症対策委員会は、次に掲げる者で構成する。

施設長	感染症予防・発生時の総括責任・指揮 関係機関への報告
看護職員	かかりつけ医・医療機関・保健所との連携 職員に対するケアの基本手順の指導と周知徹底 利用者の状態把握 衛生管理の指導・予防対策の啓発
介護支援専門員 生活相談員	利用者・家族・ケアマネージャーへの対応
介護職員	利用者の状態把握と報告 感染症予防・まん延防止対策の実施 記録の整備
管理栄養士	食中毒を中心とした感染症予防・まん延防止対策の実施
事務職員	衛生用品等消耗品の管理

### ③感染症対策委員会の開催

感染症対策委員会は、3ヶ月に1回に定例開催し、感染症発生の際には、必要に応じて随時開催する。

### ④感染症対策委員会の役割

「感染症及び食中毒等の予防」と「感染症及び食中毒等発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について協議する。

(ア) 施設内の感染対策の策定

(イ) 指針・マニュアル等の作成及び見直し

(ウ) 施設内感染防止対策に関する職員への研修の企画及び実施

(エ) 感染症発生時の対応と職員への指示

(オ) その他必要な事項

## (2) 平常時の対応

### ①施設内の衛生管理

- ・感染症予防及びまん延防止のために、施設内の衛生保持に努める
- ・整理整頓を心掛け、清掃・消毒・換気を定期的実施し衛生管理・清潔保持に努める

### ②感染症予防と対策

- ・職員の手洗い、うがいを徹底し、マスクを着用する。
- ・職員自身、同居家族の体調について早期に施設長・看護師へ報告する。
- ・血液、体液、排泄物、吐しゃ物等を扱うときは注意を払い、適切な方法で対処する。
- ・利用者の健康状態を注意深く観察し、異常の兆候を早期に発見できるようにする。

### ③備品の管理

- ・感染症発生時などに必要となる衛生用品、ディスプレイ等の在庫管理、発注を行う。

## (3) 感染症発生時の対応

### ①発生状況の把握

・感染症の発症やそれが疑われる状況が発生した場合には、感染者(感染疑い者)の状況を速やかに施設長・嘱託医へ報告する。

### ②感染拡大の防止

- ・発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う。
- ・嘱託医師や看護師の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行う。
- ・嘱託医師や看護師の指示に基づき、必要に応じて感染した利用者の隔離などを行う。

### ③医療機関との連携

- ・必要に応じて、医療機関への移送、かかりつけ医との連携を行い、適切な医療処置を速や

かに受けられるように対応する。

#### ④関係機関・家族への報告、相談

- ・施設の感染状況・利用者の状況についてご家族へ報告する
- ・報告が義務付けられている感染症については、速やかに保健所へ報告し、指示を仰ぎ、今後の対応について相談する
- ・必要に応じて行政へ報告する。
- ・居宅サービス利用者についてはケアマネージャーへ報告する。
- ・居宅サービス利用者については受診を勧め退所、帰宅について相談する。

### (4) 職員研修の実施

#### ①職員研修

- ・感染症の基本的な考え及び具体的な対策について、全職員に対して周知徹底を図る。
- ・感染症に関する研修は年2回開催し、参加できなかった職員には資料配布・内容の伝達等により周知を図る。

#### ②訓練

- ・実際に感染症が発生した際に迅速に行動できるように、発生時の具体的な対応などについて実施する。

## 5. その他

### 附則

この指針は、令和3年10月1日から施行する。

この指針は、令和5年9月1日から施行する。